

別表1-1 (ワンストップ相談窓口) 【新規】

市町村が実施する創業支援等事業 (黒滝村)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <p>当村は奈良県の中心部、吉野川沿岸の「口吉野」と山深い「奥吉野」中間地帯も位置し、「奈良のへそ」とも呼ばれている。豊かな自然が良質な杉や桧を育み、林業を基幹産業とする「森の村」として発展してきた。しかし木材価格の下落、外国産木材の大量輸入により経営環境は厳しく、若者層を中心とした労働力の流出による後継者不足などの要因もあり材木関連産業は停滞化している。</p> <p>この状況に歯止めをかけ、本村の産業振興を図るためには、創業希望者を掘り起こし、ニーズにあった支援を行うことで、創業者数を増加させる必要がある。これまでは、各関係機関が創業希望者に個別に支援を行ってきたが、各機関が連携した創業支援の事業を実施する。</p> <p>黒滝村役場創業支援担当課内にワンストップ相談窓口を設置して、村や関係機関が積極的に広報している。</p> <p>村は、総括的な立場として広報活動や取りまとめを行い、創業支援等事業者と連携して支援事業を実施する。</p> <p>本計画に基づき、村が中心となり創業支援等事業者である黒滝村商工会と連携を図ることで、年間相談件数3人に対し1人の創業者創出を目標とする。</p>
<p>(目標数)</p> <p>創業支援対象者数 3人 創業者数 1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 〈ワンストップ窓口〉 【新規】</p> <p>黒滝村役場企画政策課内に創業支援窓口を設置し、担当職員により創業希望者に対し、国・県・村及び創業支援機関等が行う創業支援事業の紹介・説明を行うとともに、必要に応じ、創業支援事業者の黒滝村商工会への取り次ぎを行い、特定創業支援等事業への参加を促していく。また、金融機関(南都銀行)、奈良県農業協同組合黒滝出張所、奈良県よろず支援拠点、奈良県産業振興総合センター、日本政策金融公庫と連携を図り、創業希望者の掘り起こしを行う。</p> <p>村のホームページに創業支援のサイトを設け、国・県・村・創業支援機関等の施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、創業に向けての基礎的な知識を提供する。創業に必要な要素となる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。</p>
<p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <p>1. ターゲット市場の見つけ方</p> <p>黒滝村及び黒滝村商工会は市場ニーズの現状を把握し、情報提供を行う。</p>
<p>2. ビジネスモデルの構築の仕方</p> <p>黒滝村商工会の経営指導員が創業希望者の計画について個別にアドバイスを行うほか、創業希望者向けのセミナー(経営・財務・人材育成・販路開拓等)を行い、元気・やる気のある中小企業の新たな創業を支援する。</p> <p>金融機関(南都銀行)、奈良県農業協同組合黒滝出張所、奈良県よろず支援拠点、奈良県産業振興総合センター、日本政策金融公庫においては、資金調達の支援や採算性などのアドバイスを行う。</p> <p>原材料の仕入れルートの構築にあたっては、生産者や生産者団体等と連絡調整して、創</p>

業者が安定的に調達できるように支援する。

3. 売れる商品・サービスの作り方

黒滝村商工会が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。

黒滝村及び黒滝村商工会が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

黒滝村及び黒滝村商工会が創業希望者向けの個別相談(経営・財務・人材育成・販路開拓等)を行い、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

5. 資金調達

金融機関(南都銀行)、奈良県農業協同組合黒滝出張所、奈良県よろず支援拠点、奈良県産業振興総合センター、日本政策金融公庫が、資金調達のアドバイスや支援を行う。また平成30年4月より施行されている黒滝村起業支援補助金により起業に伴う初期投資費用の支援を行う。さらに黒滝村商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6. 事業計画書の作成

黒滝村商工会が事業計画書の策定について、専門家の知見からアドバイスを行う。

さらに、村企画政策課が、事業計画書のブラッシュアップを行い、県内で実施されている創業サロン等を紹介する。

7. 許認可、手続き

黒滝村企画政策課において相談を受けた案件を関係機関へ案内し、創業手続き、許認可についてのアドバイスを行う。黒滝村商工会は、必要に応じて奈良県司法書士会、奈良県行政書士会等を紹介する。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

黒滝村商工会が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

各連携支援機関が支援を行った創業希望者の情報に対しては、創業希望者の同意を得、守秘義務に十分注意しながら、町が情報集約・一元化を図り、創業支援対象者名簿を作成する。

創業支援対象者名簿には、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関へ誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

村が連携している黒滝村商工会において特定創業支援等事業を実施する。

奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)において、地域の創業希望者等を対象として、創業における基礎的な知識の習得から事業計画書の作成まで、専門家を講師に迎えて、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」をテーマに4回以上の創業セミナーを1か月以上にわたり開催する。

また、黒滝村商工会経営指導員が、創業を考えている方からの相談を受けた場合、業種などの内容に応じて経営指導員が「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」などについて、1回あたり1時間程度の個別相談を行う。

創業セミナーに4回以上出席をし、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を修得した者、また、個別相談指導を、1か月以上にわたり4回以上行い、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4分野について知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、黒滝村が証明書を発行する。（創業セミナーまたは個別相談指導の一部を受講できなかった場合は、受講できなかった分野の創業セミナーまたは個別相談指導を受けることにより、補完できる。）

<各事業の共通事項について>

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を黒滝村が把握することとし、創業希望者・創業者に対する聞き取りにより、事業の拡充や体制の改善を図っていくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者(希望)に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等により確認する。創業後についても、金融機関と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業(希望)者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

黒滝村企画政策課に、担当者を配置し、関係機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また関係機関と連携のうえ、本村の創業支援事業のチラシを作成し、村及び関係機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業希望者の目に届くようにする。加えて、黒滝村の広報紙及びホームページにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。村ホームページに創業支援サイトを開設し、創業に関する様々な情報を提供するとともに、創業支援機関とのリンクにより、創業(希望)者の利便を図る。事業の周知に係る必要な予算は村が手当てすることとする。各連携支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、村が一元管理を行い、「創業支援対象者名簿」を作成し、関係機関との共有を図る。

計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

別表 1-2 (起業支援補助金) 【新規】
 市町村が実施する起業支援等事業 (黒滝村)

起業支援等事業の目標
(目標の根拠) 村内における起業の環境を整え、定住の促進を図り、地域振興につなげるため、起業に必要な補助を行う。 (目標数) ・ 起業支援対象者数：5人 創業者数：2人
起業支援等事業の内容及び実施方法
1件あたり50万円を上限とし、補助対象経費の1/2以内を補助する。 (補助対象) 村民及び村内起業拠点の新規事業開始者(個人・法人・既存業者の異業種への参入者・事業の再生・継承者)が対象となる。 (対象事業) (1) 村の活性化に資するものであること。 (2) 有償で実施し、収益性及び1年以上の継続性が見込まれる事業であること。 (3) 建設業、風営法、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動事業ではないこと。 (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断されるものではないこと。 (対象経費) (1) 商品の試作又は実験販売等に要する経費 (2) 施設及び設備備品等の整備及び土地建物の購入又は貸借に要する経費 (3) 法人登記または知的財産登録等に要する経費 (4) 村長が起業のために必要と認めた経費 (実施方法) 黒滝村の広報紙及びホームページにおいて制度を周知する。
計画期間
令和2年4月1日～令和7年3月31日

別表 2-1 (相談窓口) 【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 黒滝村商工会 公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）</p> <p>(2) 住所 〒638-2051 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸66-1番地 〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 尾上 利市 理事長 奥田 喜則</p> <p>(4) 連絡先 【電話】0747-62-2128 担当：森脇 美佐紀 【FAX】0747-62-2673 【電話】0742-81-3840 担当：チーフコーディネーター 松村 二郎 【FAX】0742-36-4010</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠) 黒滝村と連携して創業希望者・女性創業希望者、第2創業を目指す方たちを創業支援対象者として個別相談を開催し、黒滝村の風土を活かした創業を目標とする。 これまで黒滝村商工会において、創業セミナー及び個別相談を行なってきたが、今後、創業支援等事業計画に基づき、黒滝村、黒滝村商工会、金融機関及び公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）でも積極的にPRすることで、黒滝村商工会で年間5人程度、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）で年間10人程度の合計15人の相談件数を目標とし、年間1人の創業者創出を目標とする。</p> <p>(目標数) ・創業支援対象者数：15人 創業者数：1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容（相談窓口）【新規・特定創業支援等事業】 創業希望者から相談があった場合、相談者に応じて経営指導員が経営、財務、人材育成、販路開拓について、個別相談指導を実施する。</p> <p>〈特定創業支援等事業について〉 経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の個別相談指導を1ヶ月以上にわたり4回実施し、4分野の知識が身についたと認められるものを「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 村HP等で黒滝村商工会が創業に関する個別相談指導についてPRする。 特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに黒滝村に提出する。 特定創業支援等事業を受けた者については、国・県・村の制度融資の周知及び利用斡旋を積極的に行う。 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</p>
計画期間
令和2年4月1日～令和7年3月31日

別表 2-2 (創業セミナー) 【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）</p> <p>(2) 住所 〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 奥田 喜則</p> <p>(4) 連絡先 【電話】0742-81-3840 担当：チーフコーディネーター 松村 二郎 【FAX】0742-36-4010</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠) 創業支援等事業計画に基づき、公益財団法人奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）でも積極的にPRすることで、公益財団法人奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）で年間3人の相談件数を目標とし、年間1人の創業者創出を目標とする。</p> <p>(目標数) ・創業支援対象者数：3人 創業者数：1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が行う創業セミナー> 【特定創業支援等事業】</p> <p>創業を検討している方を対象に、創業に必要とされる基礎的な知識の習得からビジネスプラン作成まで、経営・財務・人材育成・販路開拓をテーマに1か月以上にわたり全5日（月1回2時間程度）の創業セミナーを実施する。また同日に個別相談会を開催し、受講者のうち希望する者に対して、様々な疑問や課題の相談に対応する。</p> <p>夢をかなえる土曜塾（案）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業コンセプトの決定<経営> ②事業計画書の作成<経営> ③マーケティングの基礎<販路開拓> ④財務・会計の基礎<財務> ⑤組織、税金、支援制度<人材育成> <p><特定創業支援等事業について></p> <p>公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が実施する創業セミナーの全ての講義に出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>創業セミナーの一部を受講できなかった場合は、別表2-1において、受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより、補完できる。</p> <p>また、受講終了後も商工会の経営指導員が伴走型の支援を行うとともに、専門家にもアドバイスを受けながらフォローを行なうこととし、地域の金融機関とも連携して創業実現に向けて継続して支援する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>創業セミナーの開催に際しての広報については、村、黒滝村商工会、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が連携して、村広報誌への掲載や、</p>

広報チラシの公共施設などへの配布、各ホームページ等でPRを行ない、受講者を募集する。また、具体的なカリキュラムの策定、専門家等の確保は黒滝村商工会及び公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が行う。

「夢をかなえる土曜塾」については、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）サテライトオフィスにて開催する。場合により同様の講義を、奈良県産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が行う。

黒滝村は、村広報誌、ホームページ等で創業セミナーの開催に係る周知を図るとともに、公共施設へ開催案内チラシを配架する。

「特定創業支援等事業」の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得た上で、事業終了後、黒滝村に提出する。

名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日